

LC-MS/MS（高速液体クロマトグラフおよび
トリプル四重極質量分析計）分析システム（未使用品）一式
入札申請関係書類

- ①一般競争入札参加申込書兼競争入札参加資格確認申請書（様式2号）
- ②入札公告（写し）
- ③入札説明書
- ④仕様書
- ⑤入札書
- ⑥見積書（入札不調時協議用）
- ⑦委任状
- ⑧入札の注意事項
- ⑨提出書類の注意事項
- ⑩契約書（ひな型）
- ⑪入札場所、納入場所の地図
- ⑫応札仕様書(例)

<担当部署>

兵庫県立工業技術センター 皮革工業技術支援センター 藤川

〒670-0811

兵庫県姫路市野里3

TEL 079-282-2290

FAX 079-222-9043

一般競争入札参加申込書 兼競争入札参加資格確認申請書

令和 年 月 日

契約担当者

兵庫県立工業技術センター
所長 山崎 徹 様

所在地

商号又は名称

代表者名

㊞

公告のあった下記調達に係る一般競争入札に参加する資格について確認されたく、確認書類を添えて入札申込みします。

なお、地方自治法施行令第167条の4第1項の規定に該当する者でないこと及び添付書類の内容については、事実と相違ないことを誓約します。

記

- 1 入札件名 LC-MS/MS（高速液体クロマトグラフおよびトリプル四重極質量分析計）
分析システム（未使用品）一式
- 2 確認書類 物品関係入札参加資格審査結果通知書（写し）・ 随時申請
- 3 連絡先（担当者）

所 属： _____ 電 話： _____

氏 名： _____

入札公告

WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける調達を次のとおり一般競争入札に付す。

令和8年6月26日

契約担当者

兵庫県立工業技術センター所長 山崎 徹

1 調達内容

(1) 調達物品及び数量

LC-MS/MS（高速液体クロマトグラフおよびトリプル四重極質量分析計）分析システム（未使用品）の購入一式

(2) 調達物品の特質等

調達物品の性能等に関し、契約担当者が入札説明書で指定する特質等を有すること。

(3) 納入期限

令和9年2月26日（金）

(4) 納入場所

兵庫県立工業技術センター 皮革工業技術支援センター2階 第2E試験室
兵庫県姫路市野里3

(5) 入札方法

上記(1)の物品について入札に付する。

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

2 一般競争入札参加資格

(1) 物品関係入札参加資格者として、兵庫県（以下「県」という。）の物品関係入札参加資格（登録）者名簿に登録されている者又は登録されていない者で参加申込みの期間中に、出納局物品管理課へ申請し、開札の日時までに物品関係入札参加資格者として認定された者であること。

(2) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に基づく県の入札参加資格制限基準による資格制限を受けていない者であること。

(3) 一般競争入札参加申込書兼競争参加資格確認申請書（以下「申込書」という。）の提出期限日及び当該調達の入札の日において、県の指名停止基準に基づく指名停止を受けていない者であること。

(4) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立て及び民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てがなされていない者であること。

3 入札の参加申込み及び入札の方法等

(1) 申込書の提出場所、契約条項を示す場所、入札説明書の交付場所及び問合せ先

〒670-0811 兵庫県姫路市野里3

兵庫県立工業技術センター 皮革工業技術支援センター 担当 藤川

電話 (079)282-2290 FAX (079)222-9043

(2) 申込書の提出期間、契約条項を示す期間及び入札説明書の交付期間

令和8年6月26日（金）から7月23日（木）まで（土曜日、日曜日及び祝日を除く。）

午前9時から午後4時まで（正午から午後1時までを除く。）

(3) 入札・開札の日時及び場所

令和8年8月7日（金）午後1時30分

兵庫県姫路市野里3

兵庫県立工業技術センター 皮革工業技術支援センター 図書室

(4) 入札書の提出期限

上記(3)の入札・開札の日時及び場所に直接入札書を提出すること。ただし、郵送又は民間事業者による信書の送達に関する法律（平成14年法律第99号）第2条第6項に規定する一般信書便事業者若しくは同条第9項に規定する特定信書便事業者による同条第2項に規定する信書便による入札については、令和8年8月6日（木）午後5時までに上記(1)の場所に必着のこと。

4 入札者に求められる義務

(1) この一般競争入札に参加を希望する者は、次の書類を令和8年7月23日（木）午後4時までに上記3(1)

の場所に提出すること。

応札予定機種の仕様書（本体のメーカー名と型番は必ず記載し、当センター仕様書の各項目と対比させ性能・仕様等が当センターの仕様書を満足させる内容であることが分明であること。）及びカタログ、サポート、メンテナンス、アフターサービス等が分かる書類（様式は任意）

- (2) 入札者は、開札日の前日までの間において、契約担当者から上記(1)の提出書類に関し、説明を求められた場合は、それに応じること。

5 その他

- (1) 契約手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

- (2) 入札保証金

契約希望金額（入札書記載金額の100分の110）の100分の5以上の額の入札保証金を令和8年8月5日（水）正午までに納入しなければならない。ただし、保険会社との間に県を被保険者とする入札保証保険契約を締結した場合は、その保険証書を入札保証金に代えて提出すること。

- (3) 契約保証金

契約金額の100分の10以上の額の契約保証金を契約締結日までに納入しなければならない。ただし、保険会社との間に県を被保険者とする履行保証保険契約を締結した場合は、その保険証書を契約保証金に代えて提出すること。

- (4) 入札に関する条件

ア 入札書が所定の場所に所定の日時までに到達していること。

イ 所定の額の入札保証金（入札保証金に代わる担保の提供を含む。）が所定の日時までに提出されていること。ただし、入札保証金に代えて入札保証保険証書を提出する場合は、保険期間が令和8年8月14日（金）までであること。

ウ 入札者又はその代理人が同一事項について2通以上した入札でないこと。

エ 同一事項の入札において、他の入札者の代理人を兼ねた者又は2人以上の入札者の代理をした者の入札でないこと。

オ 連合その他の不正行為によってされたと認められる入札でないこと。

カ 入札書に入札金額、入札者の氏名及び押印があり、入札内容が分明であること。

なお、代理人が入札をする場合は、入札書に代理人の記名及び押印があること。

キ 代理人が入札をする場合は、入札開始前に委任状を入札執行者に提出すること。

ク 入札書に記載された入札金額が訂正されていないこと。

ケ 再度入札に参加できる者は、次のいずれかの者であること。

(7) 初度の入札に参加して有効な入札をした者

(8) 初度の入札において、上記アからクまでの条件に違反し無効となった入札者のうち、ア、エ又はオに違反し無効となった者以外の者

- (5) 入札の無効

本公告に示した一般競争入札参加資格のない者のした入札、仕様を満たさない者のした入札、入札者に求められる義務を履行しなかった者のした入札、申込書又は関係書類に虚偽の記載をした者のした入札及び入札に関する条件に違反した入札は、無効とする。

- (6) 契約書作成の要否

要作成

- (7) 落札者の決定方法

入札説明書で示した物品を納入できると契約担当者が判断した入札者であって、財務規則（昭和39年兵庫県規則第31号）第85条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

- (8) その他

詳細は、入札説明書による。

6 Summary for the Notice of General Competitive Tendering

- (1) Name and title of head of the procuring entity:

Tooru Yamasaki, Director of Hyogo Prefectural Institute of Technology

- (2) Nature and quantity of the product to be purchased

LC-MS/MS (High-Performance Liquid Chromatograph and Triple Quadrupole Mass Spectrometer)
Analytical System, one set

(3) Delivery period: February 26, 2027

(4) Delivery place: 2nd Floor, Room 2E (Testing Laboratory), Technical Support Center for Leather Industries, Hyogo Prefectural Institute of Technology

(5) Deadline for the submission of tender application forms: 16:00 July 23, 2026

(6) Deadline for tender:

13:30 August 7, 2026 by direct delivery

17:00 August 6, 2026 by mail

(7) Person to contact concerning the notice:

Ms. Fujikawa, Technical Support Center for Leather Industries, Hyogo Prefectural Institute of Technology,

3 Nozato, Himeji, Hyogo 670-0811

TEL (079)282-2290 FAX (079)222-9043

入札説明書

LC-MS/MS（高速液体クロマトグラフおよびトリプル四重極質量分析計）分析システム（未使用品）の調達に係る入札公告に基づく一般競争入札については、関係法令に定めるもののほか、この入札説明書によるものとします。

1 公告日

令和8年6月26日

2 入札に付する事項

(1) 調達物品および予定数量

LC-MS/MS（高速液体クロマトグラフおよびトリプル四重極質量分析計）分析システム（未使用品）一式

(2) 調達物品の規格・品質・性能等

別添仕様書のとおり

(3) 調達物品の条件等

別添仕様書のとおり

(4) 納入期限

令和9年2月26日（金）

(5) 納入場所

兵庫県姫路市野里3

兵庫県立工業技術センター 皮革工業技術支援センター 2階 第2E試験室

3 一般競争入札参加資格

本件入札に参加できる資格を有する者は、次に掲げる要件を全て満たし、契約担当者による一般競争入札参加資格の確認を受けた者であること。

(1) 物品関係入札参加資格者として、兵庫県（以下「県」という。）の物品関係入札参加資格（登録）者名簿（以下「名簿」という。）に登録されている者であること。

ただし、名簿に登録されていない者で入札を希望する者は、所定の物品関係入札参加資格審査申請書に関係書類を添えて、令和8年7月23日（木）午後4時までに、兵庫県出納局物品管理課（神戸市中央区下山手通 5-10-1）まで持参すること。

(2) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に基づく県の入札参加資格制限基準による資格制限を受けていない者であること。

(3) 県の指名停止基準に基づく指名停止（以下「指名停止」という。）を、一般競争入札参加申込書兼競争参加資格確認申請書（別紙様式第2号。以下「申込書」という。）の提出期限日及び当該調達の入札の日において受けていない者であること。

(4) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更正手続開始の申立て及び民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てがなされていない者であること。

4 入札者に求められる義務

この一般競争に参加を希望する者は、次の書類を令和8年7月23日（木）午後4時までに5

(1)の場所に提出すること。

ア 申込書

イ 物品関係入札参加資格審査結果通知書の写し

ウ 応札予定機種仕様書（本体のメーカー名と型番は必ず記載し、当センター仕様書の各

項目と対比させ性能・仕様等が当センターの仕様書を満足させる内容であることが分明であること。)及びサポート、メンテナンス、アフターサービス等がわかる書類(様式は任意)

5 入札参加の申込み

(1) 参加申込

持参または郵送により行う。

持参、郵送の場合の提出先

〒670-0811 兵庫県姫路市野里3

兵庫県立工業技術センター 皮革工業技術支援センター 担当 藤川

(2) 参加申込の期間

令和8年6月26日(金)から7月23日(木)までの午前9時から午後4時まで(土曜日、日曜日及び祝日、平日の正午から午後1時までを除く。)(郵送の場合:7月23日必着とする。)

(3) 提出書類

ア 申込書を作成のうえ前記(1)に直接持参または郵送すること。

イ 上記3(1)の事実を確認するため、県が登録時に送付した「物品関係入札参加資格審査結果通知書」の写しを申込書に添付すること。3(1)のただし書きに該当する者は物品関係入札参加資格審査申請書でもって代替とする。

(4) 一般競争入札参加資格の確認

ア 一般競争入札参加資格の確認基準日は、前記(2)の最終日とする。

イ 申込者の一般競争入札参加資格の有無については、提出のあった申込書及び関係書類に基づいて確認し、その結果を令和8年7月30日(木)までに申込者に文書(一般競争入札参加資格確認通知書)で通知する。

については、返信用封筒(定型長3)を入札参加申込書に添えて提出すること。返信用封筒には、110円切手を貼付し、返信先の住所を記載しておくこと。

(5) その他

ア 申込書、関係書類の作成及び提出に係る費用は、申込者の負担とする。

イ 提出された申込書及び関係書類は、一般競争入札参加資格の確認以外には、申込者に無断で使用しない。

ウ 提出された申込書及び関係書類は、返却しない。

エ 申込書の提出期限以後は、申込書及び関係書類の差し替え又は再提出は認めない。

6 仕様書等に関する質問(必要に応じて実施する。)

(1) 仕様書等交付書類に関して質問がある場合は、次により質問書(様式は任意)を提出すること。

ア 受付期間

持参の場合は、令和8年6月29日(月)から7月23日(木)(土曜日、日曜日及び祝日を除く。)、毎日午前10時から午後4時まで(正午から午後1時までを除く。))の間に提出すること。

イ 受付場所

前記5(1)に同じ。

ウ 提出方法

原則として持参すること。(FAX等でも可)

(2) 回答書は、次のとおり閲覧に供する。

ア 期間

令和8年7月24日(金)から8月6日(木)まで(土曜日、日曜日及び祝日を除く。)、午前10時から午後4時まで(正午から午後1時までを除く。)

イ 場所

前記5(1)に同じ。

7 契約手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

8 契約条項を示す場所及び日時

兵庫県立工業技術センター 皮革工業技術支援センター、令和8年6月26日(金)から7月23日(木)まで(土曜日、日曜日及び祝日を除く。)、午前9時から午後4時まで(正午から午後1時までを除く。)

9 入札・開札の場所及び日時

(1) 場所 兵庫県立工業技術センター 皮革工業技術支援センター

(兵庫県姫路市野里3)

(2) 日時 令和8年8月7日(金) 午後1時30分

(3) 上記5(4)イの一般競争入札参加資格確認通知書の写しを当日持参すること。

10 入札書の提出方法

入札書は、入札日時に入札箱に投入すること。ただし、郵送又は民間事業者による信書の送達に関する法律(平成14年法律第99号)第2条第6項に規定する一般信書便事業者若しくは同条第2項に規定する信書便による入札の場合は、二重封筒とし、入札書の中封筒に入れて密封の上、中封筒の封皮にそれぞれ「初度入札」・「再度入札(2回目)」・「入札辞退書」(当初又は途中で辞退する場合)の区別、あて名及び入札物件名等を記入し、令和8年8月6日(木)午後4時までに前記5(1)の場所に必着すること。

ただし、名簿に登録されていない者で前記3(1)のただし書きの申請を行った者が、資格審査の終了前に入札書を提出された場合は、その者が入札時において政令第167条の5第1項に規定する入札参加に必要な資格を有すると認められなければ受理できない。

11 入札書の作成方法

(1) 入札書は日本語で記載し、金額については日本国通貨とし、アラビア数字で表示すること。

(2) 入札書は所定の別紙様式によること。

(3) 入札書の記載に当たっては、次の点に留意すること。

ア 件名は、上記2(1)に示した件名とする。

イ 年月日は、入札書の提出日とする。

ウ 入札者の氏名及び押印は、法人にあっては法人の名称又は商号及び代表者の氏名とする。

エ 代理人が入札する場合は、入札者の氏名の表示並びに当該代理人の氏名及び押印があること。

オ 外国業者にあって押印の必要があるものについては、署名をもって代えることができる。

(4) 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるも

のとする。)をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。万一誤って記載したときは、新しい入札書を使用すること。

(5) 入札執行回数は、2回を限度とする。

(6) 一度提出した入札書は、これを書換え、引換え又は撤回することはできない。

1.2 入札保証金及び契約保証金

(1) 入札保証金

契約希望金額(入札書記載金額の100分の110)の100分の5以上の額を、令和8年8月5日(水)正午までに納入しなければならない。ただし、保険会社との間に県を被保険者とする入札保証保険契約を締結した場合は、その保険証書を入札保証金に代えて提出すること。

保険期間は本件入札の参加申込後で、令和8年8月7日(金)以前の任意の日を開始日とし、令和8年8月14日(金)を終了日とすること。

入札保証金又は入札保証保険証書の保険金額が、契約希望金額(入札書記載金額の100分の110)の100分の5未満であるときは、当該入札は無効となるので注意すること。

(2) 契約保証金

契約金額(入札書記載金額の100分の110)の100分の10以上の額の契約保証金を契約締結日までに納入しなければならない。ただし、保険会社との間に県を被保険者とする履行保証保険契約を締結した場合は、その保険証書を契約保証金に代えて提出すること。

1.3 無効とする入札

(1) 前記3の一般競争入札参加資格がない者のした入札、入札者に求められる義務を履行しなかった者のした入札、前記1.2の(1)の場合、申込又は関係書類に虚偽の記載をした者のした入札及び入札に関する条件に違反した入札は、無効とする。

(2) 一般競争入札参加資格のあることを確認された者であっても、入札時点において資格制限期間中にある者、指名停止中である者等前記3に掲げる一般競争入札参加資格のない者のした入札は無効とする。

(3) 無効の入札を行った者を落札者としていた場合は、その落札決定を取消す。

1.4 落札者の決定方法

(1) 前記2の物品を納入できると契約担当者が判断した入札者であって、財務規則(昭和39年兵庫県規則第31号)第85条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行ったものを落札者とする。

(注) 予定価格には次の費用を含む。

- ① 入札物品の監督及び検査を受けるために要する費用
- ② 入札物品の納入に伴う包装、梱包及び輸送に要する費用
- ③ 入札物品にかかる関税及びその他輸入課徴金の経費

(2) 落札者となるべき同価の入札をした者が2者以上ある場合は、くじによって落札者を決定することとし、落札者となるべき同価の入札をした者は、くじを引くことを辞退することはできない。

なお、くじは、入札立会人に引かせることとする。

- (3) 予定価格の制限に達した価格の入札がないときは、再度の入札をする。
- (4) 再度の入札をしても、落札者がいないとき又は落札者が契約を結ばないときは、随意契約による。

1 5 入札に関する条件

- (1) 入札書は、所定の日時及び場所に持参し、又は郵送等すること。
- (2) 所定の額の入札保証金（入札保証金に代わる担保の提供を含む。）が所定の日時までに提出されていること。ただし、入札保証金に代えて入札保証保険証書を提出する場合は、保険期間が令和8年8月14日（金）までであること。
- (3) 入札者又はその代理人が同一事項について2通以上した入札でないこと。
- (4) 同一事項の入札において、他の入札者の代理人を兼ねた者又は2人以上の入札者の代理をした者の入札でないこと。
- (5) 連合その他の不正行為によってされたと認められる入札でないこと。
- (6) 代理人が入札する場合は、事前に承認された代理人に限る。
- (7) 代理人が入札をする場合は、入札開始前に委任状を入札執行者に提出すること。
- (8) 再度入札に参加できる者は、初度の入札に参加して有効な入札をした者であること。

1 6 入札の中止等及びこれによる損害に関する事項

天災その他やむを得ない理由により入札の執行を行うことができないときは、これを中止する。また、入札参加者の連合の疑い、不正不穏行動をなす等により入札を公正に執行できないと認められるとき、又は競争の実益がないと認められるときは、入札を取り消すことがある。

これらの場合における損害は、入札者の負担とする。

1 7 契約書の作成

- (1) 落札者は、契約担当者から交付された契約書に記名押印し、落札決定の日から7日以内に契約担当者に提出しなければならない。
- (2) (1)の期間内に契約書を提出しないときは、落札はその効力を失うことになる。
- (3) 契約書は2通作成し、双方各1通保有する。
- (4) 契約書の作成に要する費用はすべて落札者の負担とする。ただし、契約書用紙は交付する。
- (5) 落札決定後、契約締結までの間に落札した者が入札参加の資格制限又は指名停止を受けた場合は、契約を締結しない。

1 8 その他注意事項

- (1) 申込書又は関係書類に虚偽の記載をした者は、県の指名停止基準により指名停止される。
- (2) 入札参加者は、刑法、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律等関係法令を遵守し、信義誠実の原則を守り、いやししくも県民の信頼を失うことのないよう努めること。

1 9 調達事務担当部局

〒670-0811 兵庫県姫路市野里3

兵庫県立工業技術センター 皮革工業技術支援センター 担当 藤川

TEL (079)282-2290

FAX (079)222-9043

仕様書

1. 機器・装置名および数量

LC-MS/MS（高速液体クロマトグラフおよびトリプル四重極質量分析計）分析システム一式（未使用品）

2. 納入期限

令和9年2月26日（金）

3. 納入場所

姫路市野里3

兵庫県立工業技術センター 皮革工業技術支援センター2階 第2E試験室

4. 機器の設置目的・概要

（目的）

本装置は、試験研究機関としての分析機能を高度化し、県内事業者に対する技術支援を強化するために導入するものである。LC-MS/MS（高速液体クロマトグラフおよびトリプル四重極質量分析計）は、試料中に含まれる極めて微量な化学物質を分子レベルで特定できる高感度分析装置であり、従来機器では検出が困難であった環境規制物質や微量成分の迅速かつ高精度な定量を可能とする。

近年、PFAS（有機フッ素化合物）やビスフェノール類などの有害化学物質に対する国際的な規制強化が急速に進んでおり、皮革産業・食品産業をはじめとする多様な分野において、製品がこれらの物質を含まないことを科学的に証明するニーズが高まっている。本システムを活用することで、事業者が「安心・安全」を付加価値とした製品開発を行うための分析基盤を提供し、輸出対応を含む市場競争力の向上に寄与する。

また、試験研究機関として、環境規制対応物質の分析技術開発、製造工程における化学物質管理の高度化、新規材料の評価など、研究開発支援の幅を拡大し、地域産業の持続的発展に資する技術支援体制を強化する。

（装置概要）

本システムは、LC-MS/MS（高速液体クロマトグラフトリプル四重極質量分析計）を中心に、分析に不可欠な超純水製造装置および前処理装置を組み合わせた、高感度化学分析のための一体型分析システムである。まず、超純水製造装置により、移動相調製や試料希釈に用いる超純水を安定供給し、バックグラウンドノイズの低減と再現性の高い分析を実現する。また、前処理装置（濃縮装置および固相抽出装置）により、試料中の微量成分を

効率的に濃縮・抽出し、LC-MS/MS による高感度測定に適した状態へと整える。これらの前処理工程を経て、高速液体クロマトグラフ（LC）により成分を分離し、トリプル四重極質量分析計（MS/MS）により高選択性・高感度で検出することで、以下のような高度な分析を可能とする。

（１）微量有害物質の高感度分析（PFAS、ビスフェノール類等）

国際的に規制が強化される PFAS やビスフェノール類について、ppb～ppt レベルの極微量域での定量が可能となり、製品の安全性評価や規制適合性の科学的証明に活用できる。

（２）皮革産業における環境規制対応支援

撥水・防汚用途で使用されてきた PFAS は規制が進み、EU REACH ではビスフェノール類の規制強化が検討されている。輸出革の開発には、これら物質の混入有無を迅速かつ高精度に確認する分析が不可欠であり、本システムにより、規制対応型製革技術の開発とその効果検証を支援する。

（３）食品・生活関連産業における品質保証・安全性評価

食品包装材、加工食品、生活用品に含まれる微量化学物質の分析に対応し、事業者の品質保証やリスク管理を支援する。

（４）研究開発における微量成分の構造推定・定量

新素材開発、化学反応解析、環境試料の微量成分評価など、研究用途にも幅広く対応し、試験研究機関としての技術基盤を強化する。

超純水製造装置・前処理装置・LC-MS/MS を統合した本システムにより、試料前処理から高感度分析までの一連のワークフローを確立し、県内事業者が直面する環境規制対応、品質保証、国際市場への展開といった課題に対し、科学的根拠に基づく支援を提供する体制を整備する。

5. 調達物品名および構成内訳

LC-MS/MS（高速液体クロマトグラフおよびトリプル四重極質量分析計）分析システム一式

（内訳）

1. 高速液体クロマトグラフ 本体
2. トリプル四重極質量分析計
 - 2-1 トリプル四重極質量分析計 本体
 - 2-2 窒素ガス発生装置
 - 2-3 制御・データ処理装置
 - 2-4 制御・解析ソフトウェア
3. 超純水製造装置 本体
4. PFAS 前処理装置
 - 4-1 溶媒濃縮装置
 - 4-2 小型窒素ガス発生装置
 - 4-3 固相抽出装置

6. 調達物品に備えるべき技術的要件（性能、機能に関する要件）

下記の性能、機能を満たすこと。

6-1 高速液体クロマトグラフ 本体

- （1）送液ユニットを二台有し、二溶媒による高圧グラジエントが可能であること。
- （2）流量範囲は 0.001~8.0 mL/min をカバーし、流量精度 1%以内であること。なお、望ましくは流量範囲 0.0001~10 mL/min、流量精度 1%以内であること。
- （3）圧力耐性は 60 MPa（600 bar）以上であること。
- （4）オートサンプラーのサンプル注入量は 0.1~50 μ L で設定可能であること。
- （5）0.5~0.9 μ L 注入時における UV 検出器での注入再現性は RSD 1% 以下であること。
- （6）オートサンプラーのサンプル冷却機能（4~40℃）を備えていること。
- （7）カラムオーブンは 室温+10~90℃の温度制御が可能であること。
- （8）温度安定性は \pm 0.1~0.5℃ を確保すること。

- (9) 溶離液の脱気機構（オンラインデガッサー）を備えること。
- (10) 190~800 nm の広範囲を一括測定可能なフォトダイオードアレイ検出器を備えること。
- (11) 質量分析計と連動し、メソッド内でバルブ切替えや流路制御が可能であること。
- (12) LC と MS/MS の時間同期（トリガー信号）を正確に行えること。
- (13) 高速液体クロマトグラフ本体およびトリプル四重極質量分析計本体は、幅 2000 mm × 奥行 800 mm × 高さ 1000 mm の範囲に収まること。

6-2 トリプル四重極質量分析計

6-2-1 本体

- (1) 質量分析計はタンデム四重極型であること。
- (2) イオン化法としてエレクトロスプレーイオン化（ESI）法を使用できること。
- (3) 測定質量範囲は m/z 10~2000 に対応すること。
- (4) 質量分解能は 0.7 Da 以下であること。
- (5) 質量安定性は ± 0.1 Da/24 時間以内であること。
- (6) コリジョンガスとしてアルゴンまたは窒素を使用できること。
- (7) 脱溶媒部は真空停止なしで交換できること。
- (8) オートチューニング機能を有すること。
- (9) MRM（SRM）による定量分析が可能であること。
- (10) レセルビン 1 pg 注入時に S/N 2,000,000 : 1 以上の感度を有すること。
- (11) Pause time は 1 msec 以下であること。

- (12) Dwell time は 1msec 以下で設定可能であること。
- (13) 550ch/sec 以上の MRM(SRM) 測定が可能であること。
- (14) ダイナミックレンジは 6 桁以上であること。
- (15) MRM (SRM) と MS スキャンを同時測定できること。
- (16) スキャンスピードは 30,000 u/sec 以上であること。
- (17) 極性切替時間は 5msec 以内であること。
- (18) 高速液体クロマトグラフとトリプル四重極質量分析計は同一メーカー製であること。
- (19) バルブ切替機構を備え、データ取得時以外は移動相を廃液側へ流せること。
- (20) トリプル四重極質量分析計本体および高速液体クロマトグラフ本体は幅 2000 mm ×奥行 800 mm×高さ 1000 mm の範囲に収まること。

6-2-2 窒素ガス発生装置

- (1) 質量分析計本体の稼働に必要な流量および純度の窒素ガスを安定して発生させ、装置に供給できる機能を有すること。

6-2-3 制御・データ処理装置

- (1) 質量分析計本体のメーカーにより動作確認されたデスクトップ PC を付属すること。
- (2) OS は Windows 11 Professional 以上であること。
- (3) CPU は Intel Core i5-14500 または同等以上であること。
- (4) RAM は 16 GB 以上であること。
- (5) ストレージは 512GB 以上の内蔵ドライブを備えること。

(6) 使用する PC には、最新版の Microsoft Word、Excel、PowerPoint（日本語版正規版）を永久ライセンス認証済でインストールしていること。

(7) ディスプレイは 21.5 インチ以上であること。

(8) A4 両面印刷に対応したカラープリンターを備えること。

6-2-4 制御・解析ソフトウェア

(1) 高速液体クロマトグラフおよびトリプル四重極質量分析計が連動し、一体で制御可能なソフトウェアを付属すること。

(2) ソフトウェアは、インターネット非接続の PC でも使用可能であること。

(3) 試料の測定と同時に測定データの解析が行えること。また、測定アプリケーションと解析アプリケーションを同時に動作できる性能を有すること。

(4) MRM (SRM) のパラメータ、各種電圧、ガス流量、温度条件を自動で最適化できる機能を有すること。

(5) 分析結果の解析およびレポート出力が可能であること。

(6) 制御・解析ソフトウェアは永久ライセンス形態で納品すること。

(7) 導入目的に沿った以下の物質の分析メソッド (MRM (SRM) 最適化条件を含む) を提供すること。

① 皮革・繊維中の有害物質

皮革・繊維中の有害物質を測定・検出することを目的とした、少なくとも下記成分の分析が可能なメソッド。

- ー 家庭用品規制法において規制対象とされる特定芳香族アミン 24 物質
- ー エコテックス®スタンダードの規制物質のうち、アレルギー誘発性染料、発ガン性染料、パーフルオロオクタンスルホン酸 (PFOS)、パーフルオロオクタン酸 (PFOA)、ノニルフェノール・ノニルフェノールエトキシレート

② 代表的な一次代謝物

TCA 回路関連有機酸、アミノ酸、塩基・ヌクレオシド・ヌクレオチド類、およびメバロン酸経路・シキミ酸経路関連化合物を測定・検出することを目的とした、約 140 成分規模の多成分一斉分析に対応するメソッド。

- － アミノ酸類（アラニン、グリシン、ロイシン、リシンなど）
- － 有機酸類（クエン酸、フェルラ酸、グリコール酸など）
- － 核酸関連化合物（アデニン、アデノシン、コリスミン酸、シキミ酸など）
- － その他関連代謝物（上記経路に関連する低分子化合物など）

③ 代表的な短鎖脂肪酸および有機酸

短鎖脂肪酸 C2-C5 および有機酸を測定・検出することを目的とした、少なくとも下記成分の一斉分析が可能なメソッド。

- － 短鎖脂肪酸（酢酸、プロピオン酸、酪酸、イソ酪酸、吉草酸、イソ吉草酸）
- － 有機酸（クエン酸、グリオキシル酸、コハク酸、乳酸、フマル酸、マレイン酸、マロン酸、リンゴ酸）

（８）上記で提供される分析メソッドの実施に必要な LC カラムを付属すること。各カラムは最低 1 本付属すること。

（９）以下の機能を有するマルチオミクス対応データ解析ソフトウェアを提供すること。

① 統計解析（PCA、HCA、ボルケーノプロット、Boxplot）を実行できること。

②メタボロミクス解析に対応していること。

③ LC-MS、LC-MS/MS の測定データを代謝経路マップ上に自動可視化できる機能を有すること。

④統計解析結果と代謝マップが連動し、化合物の位置情報を確認できること。

⑤代謝物データベースまたはテンプレートを用いた可視化が可能であること。

⑥測定データから有意な化合物を抽出し、表示できること。

6-3 超純水製造装置 本体

（１）LC-MS/MS 用途として、水道水から比抵抗 18.2 MΩ・cm（25℃）、TOC 5 ppb 以下の超純水を供給できること。

（２）超純水採水時に 1.5~2.0 L/min の採水流量を有すること。

（３）RO・イオン交換・UV・フィルター等の多段浄化方式を採用すること。

(4) タンクの水質維持のため、タンク水循環システムを搭載し、その水質（比抵抗・TOC）をディスペンサーにリアルタイム表示できること。

6-4 PFAS 前処理装置

6-4-1 溶媒濃縮装置

- (1) アルミブロック式加熱装置を備えること。
- (2) アルミブロックの交換が可能で、複数サイズの試験管・バイアルに対応すること。
- (3) アルミブロックの温度設定範囲が室温+10℃~130℃であること。
- (4) アルミブロックの温度制御精度 ± 1 ℃であること。
- (5) 5~10 検体を同時に溶媒の濃縮処理ができること。
- (6) 窒素吹付式蒸発装置のノズル高さを調整可能であること。
- (7) アルミブロック式加熱装置の上に窒素吹付蒸発装置を設置して使用できる構造であること。
- (8) 窒素ガス流量を調整可能であること。
- (9) 個別ノズル構造であること。

6-4-2 小型窒素ガス発生装置

- (1) 濃縮工程に必要な 窒素ガスを連続供給できる小型窒素発生装置を備えること。
- (2) LC-MS/MS 用窒素発生装置とは独立した系統であること。
- (3) 必要流量（5~10 L/min）を安定供給できること。
- (4) ガスの圧力が溶媒濃縮装置の要求仕様を満たすこと。
- (5) メンテナンスが容易で、フィルター交換等が簡便であること。

6-4-3 固相抽出装置

- (1) 固相抽出操作において、複数検体を同時に減圧吸引できる吸引マニホールドを備えること。
- (2) 吸引マニホールドはガラスまたは耐薬品性樹脂製のチャンバーを備えること。
- (3) 吸引マニホールドは10ポート程度の吸引ポートを備え、各ポートを個別に開閉できること。
- (4) 吸引マニホールドは減圧状態を確認できるバキュームゲージを備えること。
- (5) 吸引マニホールドは過度な減圧を防ぐ安全弁およびブリードバルブを備えること。
- (6) 下記の固相抽出カートリッジ（消耗品）を、それぞれ100個以上付属すること。
 - ① N含有メタクリレート・スチレン・ジビニルベンゼンポリマー固相
 - ② スチレンジビニルベンゼンを母体に弱陰イオン交換基が修飾されたミックスマード固相
 - ③ スチレンジビニルベンゼンを母体に弱陰イオン交換基が修飾されたミックスマード固相
 - ④ グラファイト充填固相
 - ⑤ シリカゲルベースのトリファンクショナルC18固相
- (7) 水系100%条件でも保持力が低下しない、C18逆相カラム（粒径2-5 μ m、内径2.0-4.6mm、長さ50-150mm）を備えること。
- (8) PFASのバックグラウンド低減を目的とした、PFASフリー構造のディレイカラム（遅延カラム）を備えること。

7. 性能・機能以外の要件

- (1) 入札機器は入札時点で製品化されており、新品であること。
- (2) 本仕様書で導入するすべての装置の搬入、据付および調整については、設置場所を事前に確認し、工業技術センターと十分に協議の上、その指示に従うこと。
- (3) 本仕様書で導入するすべての装置の搬送、施設への搬入、据付、排気ダクト、二次側の電気工事の諸費用は全て本契約に含むものとする。
- (4) 本仕様書で導入するすべての装置における品質保証期間は1年間とし、通常の使用において発生したすべての故障については、無償にて修理または交換すること。
- (5) 納入時の性能を通年維持するため、品質保証期間終了後、3年間にわたり高速液体クロマトグラフ、トリプル四重極質量分析計、窒素ガス発生装置においては年1回の保守点検を実施し、部品の交換、測定感度の確認等を行うこと。これらに必要な技術料および部品代等は、すべて保守点検費用に含むこと（ただし、日常的な消耗品は含まない）。
- (6) 納入時の性能を通年維持するため、超純水製造装置は導入後2年目に1回の点検を実施すること。
- (7) 本仕様書で導入するすべての装置およびソフトウェアに係る操作方法のトレーニング、および維持管理に関する説明を実施すること。
- (8) 本仕様書で調達するすべての装置の説明パネルの（A1 サイズ）を作成すること。
- (9) 本仕様書で導入するすべての装置およびソフトウェア、および維持管理に関する日本語のマニュアルを付属すること。
- (10) 納入後、本装置およびソフトウェアに関わる技術的なサポートをメーカーもしくは販売代理店から直接日本語で受けられること。また、これまでに国内での技術的なサポート実績を有すること。
- (11) 本装置に障害が生じたとき、連絡後48時間以内に一次対応をすること。
- (12) 契約に対する細目は、兵庫県財務規則によるものとする。

以上

入札書

件名 LC-MS/MS（高速液体クロマトグラフおよびトリプル四重極質量分析計）分析システム（未使用品）一式

入札金額 ￥ _____

（消費税及び地方消費税別）

内訳

品目	数量	単価	金額	摘要
LC-MS/MS（高速液体クロマトグラフおよびトリプル四重極質量分析計）分析システム（未使用品）一式		円	円	

履行場所 兵庫県立工業技術センター 皮革工業技術支援センター

履行期限 令和9年2月26日（金）

上記の業務については、財務規則（昭和39年兵庫県規則第31号）、契約条項及びその他関係書類等を熟知のうえ、上記の金額をもって入札します。

令和 年 月 日

兵庫県契約担当者

兵庫県立工業技術センター

所長 山崎 徹 様

住所

商号又は名称

代表者氏名

⑩

代理人名

⑩

なお、当社は、消費税に係る課税事業者
私 免税事業者 であることを届け出ます。

（注）課税事業者、免税事業者のうち該当する文字を囲むこと。

(入札不調時協議用)

見積書

件名 LC-MS/MS (高速液体クロマトグラフおよびトリプル四重極質量分析計)分析システム (未使用品) 一式

見積金額 ¥ _____

(消費税及び地方消費税別)

内訳

品目	数量	単価	金額	摘要
LC-MS/MS (高速液体クロマトグラフおよびトリプル四重極質量分析計)分析システム (未使用品) 一式		円	円	

履行場所 兵庫県立工業技術センター 皮革工業技術支援センター

履行期限 令和9年2月26日(金)

上記の業務については、財務規則(昭和39年兵庫県規則第31号)、契約条項及びその他関係書類等を熟知のうえ、上記の金額をもって見積りします。

令和 年 月 日

兵庫県契約担当者

兵庫県立工業技術センター

所長 山崎 徹 様

住 所

商号又は名称

代表者氏名

印

代理人名

印

なお、当社は、消費税に係る課税事業者であること、私 免税事業者であることを届け出ます。

(注)課税事業者、免税事業者のうち該当する文字を囲むこと。

委任状

私は、 _____ を代理人と定め下記の
権限を委任します。

記

LC-MS/MS（高速液体クロマトグラフおよびトリプル四重極質量分析計）
分析システム（未使用品）一式の入札及び見積に関する一切の権限

受任者 使用印鑑	
-------------	--

令和 年 月 日

兵庫県
契約担当者

兵庫県立工業技術センター

所長 山崎 徹 様

委任者

住 所

商号又は名称

代表者氏名

Ⓜ

入札の注意事項

1. 代表者が入札される場合

委任状の提出は不要です。

2. 代理人が入札される場合

代表者ではなく代理人が入札される場合は、委任状が必要です。

同封の委任状に、委任者印・代理人印を押印、必要事項を記入のうえ、入札時に持参して下さい。

なお、念のため、当日代理人の印鑑（委任状に押した印鑑と同じ印鑑）を持参して下さい。

3. 入札書について

①入札書は、「物品入札書」をA4サイズでコピーし、2部用意して下さい。

（うち、1枚は再入札時に使用して頂くこととなりますので、金額欄は記入しないものを用意して下さい）

②どちらも、社印、代表者印（代理人が参加の場合は「代理人印」欄に代理人印）を押印しておいて下さい。

※ 社印、代表者印（代理人が参加の場合は「代理人印」）の押印がない入札書は無効となります。

※ 入札金額を訂正した入札書は無効となります。

4. 見積書について

見積書は入札が不調になった場合に、希望者と協議を行う際に使用するものです。あらかじめ社印、代表者印を押印しておいて下さい。また、**入札時に誤って見積書を提出しないようご注意願います。**

5. 消費税及び地方消費税（相当額）について

入札書・見積書には、消費税及び地方消費税（相当額）は記入しないで下さい。

※ 消費税及び地方消費税（相当額）は契約の段階で加算します。

LC-MS/MS（高速液体クロマトグラフおよびトリプル四重極質量分析計）分析システム （未使用品）一式の入札に係る提出書類の注意事項

下記に示す書類を持参又は郵送により提出して下さい。

1. 入札参加申込み時（期限：令和8年7月23日（木）午後4時）

- ① 一般競争入札参加申込書兼競争参加資格確認申請書
- ② 物品関係入札参加資格審査結果通知書の写しまたは、物品関係入札参加資格審査申請書受付票（出納局物品管理課の受付者印の押印があるもの。）
- ③ 応札仕様書（様式任意）
- ④ 返信用封筒（定形長3封筒に110円切手を添付の上、宛先を明記する事）
- ⑤ サポート・メンテナンス・アフターサービスがわかる書類（様式任意）

2. 入札保証金（入札保証保険）（期限：令和8年8月5日（水）正午）

契約希望金額（入札書記載金額の100分の110）の100分の5以上の額の入札保証金を納入して下さい。ただし、兵庫県を被保険者とする入札保証保険に加入した場合は、その保険証書を提出して下さい。

3. 入札日および場所

入札日： 令和8年8月7日（金）午後1時30分

場 所： 兵庫県立工業技術センター 皮革工業技術支援センター 図書室
兵庫県姫路市野里3

4. 入札日に持参していただくもの

- ① 一般競争入札参加資格確認通知書の写し
- ② 入札書 2通（1回目入札用、再入札用）
- ③ 委任状（代理人が出席する場合のみ）
- ④ 見積書（入札不調時協議用）

5. 契約時（落札業者のみ）

- ① 契約書
2通（兵庫県立工業技術センターで準備する契約書に記名・押印すること）
- ② 契約保証金（履行保証保険）

本契約と同時に、契約金額の100分の10以上の額の契約保証金を納入して下さい。ただし、兵庫県を被保険者とする履行保証保険に加入した場合は、その保険証書を提出して下さい。

※ 注）この注意事項はあくまでも入札希望者の便宜を図るために作成したものですので、各入札者においては、入札公告・入札説明書・仕様書等を熟読の上、必要書類の作成及び提出をして下さい。

(案)

収 入

印 紙

契 約 書

- 1 品 名 LC-MS/MS (高速液体クロマトグラフおよびトリプル四重極質量分析計)
分析システム (未使用品)
- 2 規格(形式)
- 3 数 量 一式
- 4 契約金額 金 円
(うち消費税及び地方消費税の額 円)
- 5 納入期限 令和9年2月26日
- 6 納入場所 兵庫県立工業技術センター 皮革工業技術支援センター 第2E試験室
兵庫県姫路市野里3
- 7 契約保証金
- 8 納入の方法 兵庫県立工業技術センターの指示による

兵庫県立工業技術センター(以下「甲」という。)と〇〇〇(以下「乙」という。)とは、上記物品の納入について、次の条項に従うほか、関係法令を遵守し、信義誠実の原則を守り、これを履行するものとする。

(総 則)

第1条 乙は、甲の示す仕様書及び図面又は見本に基づいて、頭書の納入期限内に物品を納入しなければならない。

2 乙は、納入すべき物品について品質が明らかでなく、又は特別の指示をうけてないときは、高級な品質を有するものを納入しなければならない。

3 乙は、仕様書及び図面又は契約条件に明示されていない事項について、物品の納入に当然必要なことは、甲の指示によらなければならない。

(検 査)

第2条 乙は、物品を納入しようとするときは、納品書正副2通を提出し、立ち会いの上、甲の検査を受けなければならない。

2 検査に要する費用及び検査による変質、変形又は消耗及び損傷した物品の修繕等の費用はすべて乙の負担とする。

3 乙は、第1項に規定する検査に立ち会わなかったときは、検査の結果につき、異議を申し立てることができないものとする。

(手直し、補強又は取換え)

第3条 乙は、納入する物品が不良のため、前条第1項の検査に合格しなかったときは、甲の指定した期限内にこれを手直しし、補強し、又は取り換えて検査を受けなければならない。

(給付の完了)

第4条 甲は、検査に合格した物品につき、その引渡しを受けるものとする。

2 物品の容器、包装等は、特に定める場合を除き、甲の所有とする。

(危険負担)

第5条 物品の納入前に生じた損害は、すべて乙の負担とする。ただし、その損害のうち甲の責に帰すべき理由により生じたものについては、甲が負担する。

(契約不適合責任)

第6条 甲は、納入した物品に種類、品質又は数量に関して契約の内容に適合しない状態（以下「契約不適合」という。）があるときは、その修補、代替物の引渡し、不足物の引渡しによる履行の追完を請求することができる。ただし、乙は、甲に不相当な負担を課するものでないときは、甲が請求した方法と異なる方法による履行の追完をすることができる。

2 前項に規定する場合において、甲は、同項に規定する履行の追完の請求（以下「追完請求」という。）に代え、又は追完請求とともに、損害賠償の請求及び契約の解除をすることができる。

3 第1項に規定する場合において、甲が相当の期間を定めて履行の追完の催告をし、その期間内に履行の追完がないときは、甲は、その不適合の程度に応じて代金の減額を請求することができる。この場合において、代金の減額の割合は納入日を基準とする。

4 追完請求、前項に規定する代金の減額請求（以下「代金減額請求」という。）、損害賠償の請求及び契約の解除は、契約不適合が甲の責に帰すべき理由によるものであるときはすることはできない。

5 甲が契約不適合（数量に関する契約不適合を除く。）を知った時から1年以内にその旨を乙に通知しないときは、甲は、その不適合を理由として、追完請求、代金減額請求、損害賠償の請求及び契約の解除をすることができない。ただし、乙が引渡しの時にその不適合を知り、又は重大な過失によって知らなかったときは、この限りでない。

(権利、義務の譲渡禁止)

第7条 乙は、この契約により生ずる権利又は義務を第三者に譲渡し、又は承継させてはならない。ただし、甲の書面による承認を受けた場合は、この限りでない。

(代金の支払等)

第8条 甲は、この契約に基づく給付の完了を確認した後、乙の適正な支払請求書を受理した日から30日以内に契約金額を支払うものとする。ただし、特別の理由がある場合においては、この限りでない。

(分納)

第9条 乙は、甲の要求があったときは、物品の数量を分割して納入するものとする。

2 乙は、前項の規定により、分割納入したときは、甲に既納部分の範囲内において代価を請求することができる。

(乙の請求による契約履行期限の延長)

第10条 乙は、天災地変、その他やむを得ない理由により、契約の履行期限内に物品を納入することができないときは、甲に対して、遅滞なくその理由を明らかにした書面により、期限の延長を求めることができる。この場合において、甲が正当と認めるときは、甲、乙協議して書面により延長日数を定めるものとする。

(契約の解除)

第11条 甲は、乙が次の各号のいずれかに該当する場合においては相当の期間を定めてその履行の催告をし、その期間内に履行がないときは、この契約を解除することができる。ただし、その期間を経過した時における債務の不履行がこの契約及び取引上の社会通念に照らして軽微であるときは、この限りでない。

(1) 契約の履行期限内に契約を履行しないとき、又は契約を履行する見込みがないと明らかに認められるとき。

(2) 正当な理由なく、第6条第1項の履行の追完がなされないとき。

(3) 乙又はその代理人その他の使用人が検査を妨げたとき。

第11条の2 甲は、乙が次の各号のいずれかに該当する場合には、直ちにこの契約を解除することができる。

- (1) 法令の規定により、営業に関する許可を取り消され、又は営業の停止を命じられたとき。
- (2) 乙又はその代理人が、関係法令又は契約事項に違反し、そのため契約の目的を達することができない、又は契約を継続することが適当でないと認められるとき。
- (3) 乙又はその代理人、支配人その他の使用人若しくは入札代理人として使用していた者が、この契約の入札に関して地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第2項第2号に該当すると認められたとき。

第11条の3 甲は、第11条各号又は前条各号に規定する場合は甲の責に帰すべき理由によるものであるときは、前2条の規定による契約の解除をすることができない。

- 2 甲は、前2条に規定する場合のほか、特に必要があるときは、この契約を解除することができる。
- 3 前2条の規定による解除に伴い、乙に損害が生じたとしても、乙は甲に対してその損害の賠償を請求することはできない。
- 4 甲は、前2条の規定により、この契約を解除したときは、乙の請求により既納部分の代価を支払って当該部分の所有権を取得するものとする。
- 5 前2条の規定により、この契約を解除した場合においては、乙は契約金額の10分の1に相当する額を違約金として甲の指定する期限までに甲に支払わなければならない。ただし、この契約を解除した場合が、この契約及び取引上の社会通念に照らして乙の責に帰することができない理由によるものであるときは、この限りでない。
- 6 前項の場合において、契約保証金の納付又はこれに代わる担保の提供が行われているときは、甲は、当該契約保証金又は担保をもって違約金に充当することができる。
- 7 甲は、この契約を解除しようとするときは、その理由を記載した書面により、乙に通知するものとする。

（暴力団等の排除）

第12条 甲は、次条第1号の意見を聴いた結果、乙が次の各号のいずれかに該当する者（以下「暴力団等」という。）であると判明したときは、特別の事情がある場合を除き、契約を解除するものとする。

- (1) 暴力団排除条例（平成22年兵庫県条例第35号）第2条第1号に規定する暴力団及び第3号に規定する暴力団員
- (2) 暴力団排除条例施行規則（平成23年兵庫県公安委員会規則第2号）第2条各号に規定する暴力団及び暴力団員と密接な関係を有する者

2 前条第3項から第7項までの規定は、前項の規定による契約の解除に準用する。

第13条 甲は、必要に応じ、次の各号に掲げる措置を講じることができるものとする。

- (1) 乙が暴力団等であるか否かについて兵庫県警察本部長に意見を聴くこと。
- (2) 前号の意見の聴取により得た情報を、他の契約において暴力団等を排除するための措置を講ずるために利用し、又は兵庫県公営企業管理者及び兵庫県病院事業管理者に提供すること。

第14条 乙は、この契約の履行に当たり、暴力団等から業務の妨害その他不当な要求を受けたときは、甲にその旨を報告するとともに、警察に届け出て、その捜査等に協力しなければならない。

（適正な労働条件の確保）

第15条 乙は、この契約における労働者の適正な労働条件を確保するため、別記「適正な労働条件の確保に関する特記事項」を守らなければならない。

（賠償の予約）

第16条 乙は、乙又はその代理人、支配人その他使用人若しくは入札代理人として使用していた者が、この契約の入札に関して次の各号のいずれかに該当したときは、契約金額の10分の2に相当する額を賠償

金として甲が指定する期限までに甲に支払わなければならない。物品の納入後も同様とする。

- (1) 刑法（明治40年法律第45号）第96条の6による刑が確定したとき。
- (2) 刑法第198条による刑が確定したとき。
- (3) 公正取引委員会が、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。）第61条第1項の規定による排除措置命令を行ったとき。ただし、排除措置命令に対し、行政事件訴訟法（昭和37年法律第139号）第3条第1項の規定により抗告訴訟を提起した場合を除く。
- (4) 公正取引委員会が、独占禁止法第62条第1項の規定による課徴金納付命令を行ったとき。ただし、課徴金納付命令に対し、行政事件訴訟法（昭和37年法律第139号）第3条第1項の規定により抗告訴訟を提起した場合を除く。
- (5) 前2号の抗告訴訟を提起し、その訴訟について請求棄却又は訴え却下の判決が確定したとき。

2 前項の規定は、甲に生じた損害の額が同項に規定する賠償金の額を超える場合において、甲がその超過分につき賠償を請求することを妨げるものではない。

（契約の変更、中止）

第17条 甲は、必要があると認めるときは、乙に対して、書面による通知により契約の内容を変更し、又は中止させることができる。この場合において、契約金額又は納入期限を変更する必要があると認めるときは、甲、乙協議して書面によりこれを定めるものとする。

（事情の変更）

第18条 契約の締結後において、予期することのできない経済情勢の変動等により、契約金額が著しく不当と認められる事情が生じたときは、甲、乙協議の上、契約金額その他の契約内容を変更することができる。

（調査への協力）

第19条 甲は、この契約に係る甲の適正な予算執行を検証するため、必要があると認めた場合は、乙に対し、甲が行う調査に必要な物品の出納に関する帳簿の閲覧又は情報の提供等の協力を要請することができる。

2 乙は、甲から前項の要請があった場合は、特別な理由がない限りその要請に応じるものとし、この契約の終了後も、契約終了日の属する県の会計年度を含む6会計年度の間は同様とする。

（協 議）

第20条 この契約について疑義のあるとき、又はこの契約に定めのない事項については、財務規則（昭和39年兵庫県規則第31号）によるほか、甲、乙協議の上、定めるものとする。

この契約の成立を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各自その1通を保有する。

令和 年 月 日

甲 神戸市須磨区行平町3-1-12
兵庫県立工業技術センター
所 長 山 崎 徹 (印)

乙 〇〇市〇〇町〇-〇-〇
〇〇〇株式会社
代表取締役 〇 〇 〇 〇 (印)

誓約書

暴力団排除条例（平成22年兵庫県条例第35号。以下「条例」という。）を遵守し、暴力団排除に協力するため、下記のとおり誓約する。

記

- 1 条例第2条第1号に規定する暴力団、又は第3号に規定する暴力団員に該当しないこと
- 2 暴力団排除条例施行規則（平成23年兵庫県公安委員会規則第2号。）第2条各号に規定する暴力団及び暴力団員と密接な関係を有する者に該当しないこと
- 3 上記1及び2に違反したときには、本契約の解除、違約金の請求その他県が行う一切の措置について異議を述べないこと

令和 年 月 日

兵庫県立工業技術センター所長 様

住 所

会 社 名

代表者名

電 話 () ー 番

電子メール

【個人情報取扱特記事項】

(基本的事項)

第1 乙は、個人情報の保護の重要性を認識し、この契約による事務を実施するに当たっては、関係法令等の規定に従い、個人の権利利益を侵害することのないよう、個人情報の取扱いを適切に行わなければならない。

(収集の制限)

第2 乙は、この契約による事務を行うために個人情報を収集するときは、事務の目的を達成するために必要な範囲内で、適法かつ公正な手段により行わなければならない。

(目的外利用・提供の制限)

第3 乙は、甲の指示がある場合を除き、この契約による事務に関して知ることのできた個人情報を契約の目的以外の目的に利用し、又は甲の承諾なしに第三者に提供してはならない。

(安全管理措置)

第4 乙は、この契約による事務に関して知ることのできた個人情報について、個人情報の漏えい、滅失又はき損の防止その他の個人情報の安全管理のために必要かつ適切な措置を講じなければならない。

(廃棄)

第5 乙は、この契約による事務に関して知ることのできた個人情報について、保有する必要がなくなったときは、確実かつ速やかに廃棄し又は消去し、甲に報告しなければならない。

(秘密の保持)

第6 乙は、この契約による事務に関して知ることのできた個人情報をみだりに他人に知らせてはならない。この契約が終了し、又は解除された後においても、同様とする。

(複写又は複製の禁止)

第7 乙は、この契約による事務を処理するために甲から引き渡された個人情報が記録された資料等を甲の承諾なしに複写又は複製してはならない。

(特定の場所以外での取扱いの禁止)

第8 乙は、この契約による事務を処理するために個人情報を取り扱うときは、甲及び乙の事務所内において行うものとし甲が承諾した場合を除き、当該場所以外の場所で個人情報を取り扱ってはならない。

(事務従事者への周知及び指導・監督)

第9 乙は、その事務に従事している者に対して、在職中及び退職後においてもこの契約による事務に関して知ることのできた個人情報をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならないことなど、個人情報の保護に必要な事項を周知し、適切な取扱いがなされるよう指導・監督するものとする。

(責任体制の整備)

第10 乙は、この契約による個人情報の取扱いの責任者及び事務従事者の管理体制・実施体制を定め、甲に書面で報告しなければならない。

2 乙は、前項の責任者及び事務従事者を変更する場合は、甲に報告しなければならない。

(再委託の禁止)

第11 乙は委託事務の一部を第三者（乙の子会社を含む。）に委任し、又は請け負わせ（以下「再委託等」という。）てはならない。ただし、あらかじめ再委託等の相手方の住所、氏名及び再委託等を行う業務の範囲等（以下「再委託等に関する事項」という。）を記載した再委託の必要性がわかる書面を甲に提出し、甲の書面による承認を得た場合は、乙は、甲が承認した範囲の業務を第三者（以下「承認を得た第三者」という。）に再委託等することができる。

2 前項ただし書きにより甲が承認した場合には、承認を得た第三者も前項の義務を負うものとし、乙は、当該第三者に前項の義務を遵守させるために必要な措置をとらなければならない。その後に承認を得た第三者についても同様とする。

3 乙は、委託事務の一部を再委託先から、さらに第三者に再委託等させる場合（3次委託等）には、甲に対し、当該第三者の再委託等に関する事項を記載した書面を提出し、甲の書面による承認を受けなければならない。なお、4次委託等以降も同様とする。

4 再委託等する相手方の変更等を行おうとする場合には、乙は、改めて再委託等に関する事項が記載された書面を提出し、甲の承認を受けなければならない。

5 乙は、委託事務の一部を再委託等する場合には、再委託等した業務に伴う承認を得た第三者の行為について、甲に対し全ての責任を負うものとする。

6 乙は、再委託先に対して本委託業務を委託した場合は、その履行状況を管理・監督するとともに、甲の求めに応じて、管理・監督の状況を甲に対して適宜報告しなければならない。

(資料等の返還等)

第12 乙は、この契約による事務を処理するために、甲から提供を受け、又は乙自らが収集し、若しくは作成した個人情報が記録された資料等は、この契約完了後直ちに甲に返還し、又は引き渡すものとする。ただし、甲が別に指示したときは当該方法によるものとする。

(立入調査)

第13 甲は、乙及び再委託先が契約による事務の執行に当たり取り扱っている個人情報の状況について、随時調査することができる。

(遵守状況の報告)

第14 甲は、必要があると認めるときは、この契約が求める個人情報の取扱いに係る遵守状況の報告を乙に求めること及び当該取扱いについて乙に適切な措置をとるよう指示することができる。

2 乙は、前項の報告の求め又は指示があった場合は、速やかに応じなければならない。

(事故発生時における報告)

第15 乙は、この契約に関し個人情報の漏えい等の事故が発生した場合は、その事故の発生に係る帰責の有無に関わらず、直ちに甲に対して、当該事故に関わる個人情報の内容、件数、事故の発生場所、発生状況を書面により報告し、甲の指示に従わなければならない。

2 乙は、個人情報の漏えい等の事故が発生した場合に備え、甲その他の関係者との連絡、証拠保全、被害拡大の防止、復旧、再発防止の措置を迅速かつ適切に実施するために、緊急時対応計画を定めなければならない。

3 甲は、この契約に関し個人情報の漏えい等の事故が発生した場合は、必要に応じて当該事故に関する情報を公表することができる。

(契約の解除)

第16 甲は、乙が本特記事項に定める義務を果たさない場合は、この契約による業務の全部又は一部を解除することができるものとする。

2 乙は、前項の規定に基づく契約の解除により損害を被った場合においても、甲にその損害の賠償を求められない。

(損害賠償)

第17 甲は、乙が本特記事項に定める規定に違反し、又は怠ったことにより損害を被った場合には、乙に対して損害の賠償を求めることができる。

【適正な労働条件の確保に関する特記事項】

(基本的事項)

第1 乙は、別表に掲げる労働関係法令（以下「労働関係法令」という。）を遵守することにより、乙に雇用され、この契約に基づく業務に関わっている労働基準法（昭和22年法律第49号）第9条に規定する労働者（当該業務に直接従事しない者や家事使用人を除く。以下「特定労働者」という。）に対する最低賃金法（昭和34年法律第137号）第3条に規定する最低賃金額（同法第7条の規定の適用を受ける労働者については、当該最低賃金額から同条の規定により減額した額。以下「最低賃金額」という。）以上の賃金の支払その他の特定労働者の適正な労働条件を確保しなければならない。

(特定労働者からの申出があった場合の措置)

第2 甲は、特定労働者から、乙が特定労働者に対して最低賃金額以上の賃金を支払っていない旨の申出があった場合においては、当該申出の内容を労働基準監督署に通報するものとする。

2 甲は、前項の場合においては、必要に応じ、乙に対し、労働基準監督署への通報に必要な情報について報告を求めることができる。

3 乙は、前項の報告を求められたときは、速やかに甲に報告しなければならない。

4 乙は、その雇用する特定労働者が第1項に規定する申出をしたことを理由として、当該特定労働者に対し、解雇その他の不利益な取扱いをしてはならない。

5 甲は、必要に応じ、労働基準監督署に対し、第3項、第3の第2項及び第4の各項の規定による甲に対する報告により得た情報を提供することができる。

(労働基準監督署から意見を受けた場合の措置)

第3 甲は、労働基準監督署から乙に雇用されている特定労働者の賃金が最低賃金額に達しない旨の意見を受けたときは、乙に対し、当該特定労働者に最低賃金額以上の賃金の支払を行うことを求めるものとする。

2 乙は、前項の規定により賃金の支払を行うよう求められたときは、甲が定める期日までに当該支払の状況を甲に報告しなければならない。

(労働基準監督署長等から行政指導があった場合の措置)

第4 乙は、労働基準監督署長又は労働基準監督官から特定労働者に対する賃金の支払における最低賃金法の違反について行政指導を受けた場合においては、速やかに当該行政指導を受けたこと及びその対応方針を甲に報告しなければならない。

2 乙は、前項の場合において、同項の違反を是正するための措置（以下「是正措置」という。）を行い、その旨を労働基準監督署長又は労働基準監督官に報告したときは、速やかに是正措置の内容を甲に報告しなければならない。

(契約の解除)

第5 甲は、次の各号のいずれかに該当するときは、契約を解除することができる。

(1) 乙が、甲に対し 第3の第2項、第4の第1項若しくは第2項の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をしたとき。

(2) 特定労働者に対する賃金の支払について、乙が最低賃金法第4条第1項の規定に違反したとして、検察官に送致されたとき。

(損害賠償)

第6 乙又は受注関係者は、第5の規定による契約の解除に伴い、損害が生じたとしても、甲に対してその損害の賠償を請求することはできない。

(違約金)

第7 乙は、第5の規定により契約が解除された場合は、違約金を甲の指定する期限までに甲に支払わなければならない。

別表（第1関係）

労働関係法令

- (1) 労働基準法（昭和22年法律第49号）
- (2) 労働組合法（昭和24年法律第174号）
- (3) 最低賃金法（昭和34年法律第137号）
- (4) 労働安全衛生法（昭和47年法律第57号）
- (5) 雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する法律（昭和47年法律第113号）
- (6) 労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律（昭和60年法律第88号）
- (7) 短時間労働者及び有期雇用労働者の雇用管理の改善等に関する法律（平成5年法律第76号）
- (8) 労働契約法（平成19年法律第128号）
- (9) 健康保険法（大正11年法律第70号）
- (10) 厚生年金保険法（昭和29年法律第115号）
- (11) 雇用保険法（昭和49年法律第116号）
- (12) 労働保険の保険料の徴収等に関する法律（昭和44年法律第84号）

誓約書

下記1の契約（以下「本契約」という。）に基づく業務に従事する労働者の適正な労働条件を確保するため、下記2の事項を誓約する。

記

1 契約名

LC-MS/MS（高速液体クロマトグラフおよびトリプル四重極質量分析計）分析システム 購入契約

2 誓約事項

- (1) 本契約に基づく業務に関わっている労働者に対し最低賃金額以上の賃金の支払を行うこと、及び別表に掲げる労働関係法令を遵守すること。
- (2) 本契約に基づく業務に関わっている労働者に対する賃金の支払について次に該当するときは、速やかに県へ報告を行うこと。
 - ア 県から最低賃金額以上の賃金の支払を行うよう指導を受けその報告を求められたとき。
 - イ 労働基準監督署から最低賃金法の違反について行政指導を受けたとき。
 - ウ 労働基準監督署に上記イの是正の報告を行ったとき。
- (3) 本契約に基づく業務において、次のいずれかに該当するときに県が行う本契約の解除、違約金の請求その他県が行う一切の措置について異議を唱えないこと。
 - ア 県に対し、上記(2)の報告をせず、又は虚偽の報告をしたとき。
 - イ 最低賃金法第4条第1項の規定に違反したとして、検察官に送致されたとき。

令和 年 月 日

兵庫県立工業技術センター所長 様

所在地

名称

代表者職氏名

電話 () ー 番

電子メール

別表（誓約事項(1)関係）

労働関係法令

- (1) 労働基準法（昭和22年法律第49号）
- (2) 労働組合法（昭和24年法律第174号）
- (3) 最低賃金法（昭和34年法律第137号）
- (4) 労働安全衛生法（昭和47年法律第57号）
- (5) 雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する法律（昭和47年法律第113号）
- (6) 労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律（昭和60年法律第88号）
- (7) 短時間労働者及び有期雇用労働者の雇用管理の改善等に関する法律（平成5年法律第76号）
- (8) 労働契約法（平成19年法律第128号）
- (9) 健康保険法（大正11年法律第70号）
- (10) 厚生年金保険法（昭和29年法律第115号）
- (11) 雇用保険法（昭和49年法律第116号）
- (12) 労働保険の保険料の徴収等に関する法律（昭和44年法律第84号）



- 神姫バス（JR姫路駅発、71/73/74系
西詰バス停下車、北へ徒歩2分
（小川橋西詰バス停より東側の路地
を北へ歩いて2分の通用門からお入

応 札 仕 様 書 (例)

会社名

代表者職氏名

印

応札物品名

品名・規格	数量
<p>〇〇〇〇(未使用品)</p> <p>(内訳)</p> <p>1 〇〇〇機</p> <p>2 〇〇</p> <p>3 〇〇</p>	<p>一式</p> <p>台</p> <p>組</p> <p>個</p>

